

【年金の手続きに必要な書類等について】

年金については、最寄りの年金事務所でお手続きください。

下のリストは、年金事務所にお問い合わせされた方が、手続きに必要な書類等を確認される際にお使いください。

□1. 基礎年金番号がわかるもの（亡くなられた方、請求者）

※ **年金証書**、年金手帳、日本年金機構からの各種通知書 等

□2. 戸籍謄本（全部事項証明書）※1 → **請求者** のもの

※ 原本返却の申出をすると、返却されます。

※ 亡くなられた方の**配偶者**がマイナンバーを記入して手続きをするときは、省略できる場合があります。
くわしくは、年金事務所に、ご確認ください。

□3. 本人確認ができるもの → **来所する方** のもの

※ マイナンバーカード、運転免許証 等

□4. マイナンバーがわかるもの → **請求者** のもの

※ マイナンバーカード、個人番号通知書、マイナンバーが記載された住民票 等

□5. 死亡診断書（「死亡届」の右側のコピー）または死亡届の記載事項証明書

□6. 普通預貯金通帳またはキャッシュカード（コピー可） → **請求者** のもの

□7. 生計同一申立書（第三者の証明が必要）

□8. 委任状

□9. その他 （

）

多治見年金事務所で手続きをされる場合



完全予約制

〒507-8709

多治見市小田町 4-8-3

日本年金機構 多治見年金事務所

電話 0572-22-0255

月～金（平日）8：30～17：15

音声案内に従って、

① → ② と進むと「お客様相談室」につながります。

電話をする時は、お手元に基礎年金番号がわかるものをご準備ください。

戸籍謄本について（※1）

- ① 本人(直系血族を含む)は、どこの市区町村役場窓口で戸籍謄本を請求できます。(条件、事情によっては、請求できない場合もあります。)
- ② 上記①にあてはまらなくて本籍のある市区町村役場に戸籍謄本を請求する場合、窓口に行かなくても郵送で請求できます。請求方法については、本籍のある市区町村役場にお尋ねください。
- ③ 亡くなった方の戸籍が除籍されるまでに日数がかかる場合があります。窓口で確認の上、お取りください。
- ④ 亡くなられた方と請求者の続柄を確認するため、複数の戸籍謄本等をお取りいただく場合があります。

(参考) 年金事務所の予約可能な時間

月（※2） 9：00～18：00

火～金 9：00～16：00

第2土 10：00～15：00

※2 月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日の初日

※3 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。